

議案第二〇号

起債をしないことについて

昭和三十四年十月三十日第七二号議案でもって議決を経た「起債
について」はこれを起債しないものとする。

昭和三十五年三月十一日 提出

三朝町長 坂出 雅己

原案可決

昭和三十五年三月十八日議決

理由

三朝町議會議長加藤幸太郎

鳥取縣 東伯郡三朝町議會議長印

昭和三十四年十月三十日第七回臨時町議会において議決を経た参
百六拾万円の起債することの議決書を添付して起債申請中のところ
今回起債金額が決定したが 起債利率 償還方法が異なる二つの起債
の通知に接し さきの昭和三十四年第七回議会において議決された
議案による起債をしないこととし 今議会に別に提案の第二一号あ
よび第二二号議案として更めて議決を得て起債いたしたく提案した。